

# ぐんまブランド推進事業補助金等交付要綱

## (趣 旨)

第1 知事は、農畜産物のブランド推進等を図るため必要な事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (補助対象事業等)

第2 補助の対象となる事業、経費及び補助率等は、別表に定めるとおりとする。

2 補助事業者（規則第5条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者をいう。以下同じ。）は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

## (補助金の申請)

第3 規則第4条第1項に基づき補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業ごとに別記様式第1号及び各事業ごとに定める事業計画書により、知事が指示する日までに申請するものとする。

## (交付の条件)

第4 交付の決定をするときは、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業の遂行において第2条第2項の各号に掲げる者（以下「暴力団等」という。）から不当な要求行為を受けたときは、県に報告し、警察に通報すること。
- (2) その他、知事が必要と認める条件

## (間接補助事業)

第5 補助事業者は、次の各号に掲げる者に対し、交付の目的に従って相当の反対給付を受けないでなす補助金を交付するものとする。

- 2 前項の間接補助金は、暴力団等に交付しないものとする。
- 3 間接補助事業者が暴力団等であることを知ったときは、補助事業者は間接補助金の交付を取り消すものとする。
- 4 間接補助事業者が暴力団員等から不当な要求行為を受けたことを知ったときは、県に報告し、警察に通報するものとする。

## (概算払請求)

第6 補助事業者は、規則第7条第2項に基づき補助金の概算払を受けようとする場合、知事と協議の上、別記様式第2号により請求するものとする。

(計画変更承認等)

第7 補助事業者は、規則第9条第1項各号に掲げる事項を行おうとする場合、別記様式第3号により申請するものとする。この場合において、規則同条同項第1号の知事があらかじめ認める軽微な変更は、別表の「承認が必要な変更」の欄に掲げる変更以外の変更とする。

2 補助事業者は、規則第9条第2項に基づき指示を受けようとする場合、別記様式第4号により申請するものとする。

(遂行状況報告)

第8 補助事業者は、規則第10条に基づき、次に掲げる場合、別記様式第5号により報告するものとする。

- (1) 各補助事業の実施要領により定めのある場合
- (2) 知事が報告を求めた場合

(実績報告)

第9 補助事業者は、規則第11条に基づき、補助事業完了後30日又は当該年度の次の年度の4月20日のいずれか早い日までに別記様式第6号及び各事業ごとに定める実績報告書により報告するものとする。ただし、知事が報告期日を別に指定した場合は、指定された日までとする。

(消費税等仕入控除税額の取扱い)

第10 申請者又は補助事業者は、当該補助金に係る消費税及び地方税に係る仕入れ控除税額（補助金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）がある場合、それぞれ次の各号にしたがって取り扱うものとする。

- (1) 第3の申請時に消費税等仕入控除税額が明らかである場合、消費税等仕入控除税額を減額して申請しなければならない。
- (2) 第8の実績報告時に消費税等仕入控除税額が明らかとなる場合、消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。この場合において、知事は精算条件を付した上で消費税等仕入控除税額を含めて規則第5条第1項に基づく補助金の交付決定（以下「交付決定」という。）を行うとともに、消費税等仕入控除税額を除いて規則第7条第1項に基づく補助金額の確定（以下「額の確定」という。）を行うものとする。
- (3) 額の確定後に消費税等仕入控除税額が明らかとなる場合、消費税等仕入控除税額が確定し次第、別記様式第7号により速やかに報告しなければならない。この場合において、知事は返還条件を付して交付決定を行うとともに、本号前段の報告に基づき消費税等仕入控除税額の返還を命ずるものとする。

(その他)

第11 この要綱に定めることのほか、補助事業等の遂行に関し必要な事項は、知事が必要の都度指示する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

文 書 番 号  
年 月 日

群馬県知事

あて

申請者 住 所  
団 体 名  
代表者名

**年度ぐんまブランド推進事業（〇〇事業）補助金交付申請書**

このことについて、別紙事業計画書及び収支予算書により事業を実施したいので、群馬県補助金等に関する規則第4条及び群馬県ぐんまブランド推進事業補助金等交付要綱第3に基づき、補助金 円の交付を申請します。

注1：〇〇事業には別表の補助金等の名称欄より該当事業名を記入のこと。（以下別記様式同じ）

注2：申請者又は事業主体に消費税等仕入控除税額がある場合（見込みを含む）には、別紙「消費税等仕入控除税額についての届出書」を添付のこと。

注3：申請にあっては、別紙「誓約書」を添付のこと。（ただし、一の年度において、群馬県知事に対し既に誓約書を提出したことがある場合は、誓約書の添付を省略することができる。）

収 支 予 算 書

収入の部

単位：円

区 分	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較		摘 要
			増	減	
県 補 助 金					
何 々					
計					

支出の部

単位：円

区 分	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較		摘 要
			増	減	
何 々					
計					



誓約書

年 月 日

群馬県知事

あて

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者氏名等

下記の事項について誓約します。

なお、必要な場合には、群馬県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
  - (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
  - (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
  - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
  - (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者
- 2 1に掲げる者（以下「暴力団等」という。）をこの事業に係る間接補助事業者（下請契約等の相手方）にしません。
- 3 この事業に係る間接補助事業者（下請契約等の相手方）が暴力団等であることを知ったときは、当該間接補助事業に係る交付決定を取り消（下請契約等を解除）します。
- 4 自己又はこの事業に係る間接補助事業者（下請契約等の相手方）が暴力団員等から不当な要求行為を受けた場合は、県に報告し、警察に通報します。

文 書 番 号  
年 月 日

群馬県知事

あて

申請者 住 所  
団 体 名  
代表者名

年度ぐんまブランド推進事業（〇〇事業）補助金概算払請求書

年 月 日付け群馬県指令 第 号で交付決定を受けた標記補助金について、下記により金 円を概算払により交付されたく請求します。

記

区 分	交 付 決 定 額	概 算 払 請 求 額			残 額	備 考
		前 回 まで	今 回	計		
〇〇〇事業費 補助	円					

・振込先

金融機関名	
本・支店名	
預金の種別	
口座番号	
口座名義	

・概算払いを必要とする理由

注1 振込先の金融機関は、銀行、信託銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合等を記入すること。

注2 振込先の記載方法について

- ・ 「預金の種別」は、「普通」「当座」「貯蓄」「その他」のいずれかを記入すること。
- ・ 「口座名義」は、必ず預金通帳の表紙の裏に印字してあるカナ名義を記入すること。

注3 振込先が申請者と異なる場合は、委任状を添付すること。



文 書 番 号  
年 月 日

群馬県知事

あて

申請者 住 所  
団 体 名  
代表者名

年度ぐんまブランド推進事業（〇〇事業）補助金計画変更等承認申請書

年 月 日付け群馬県指令 第 号で補助金の交付決定を受けた事業

について、別紙理由書により 

変更
中止
廃止

 したいので承認されたく申請します。

添付書類

- 1 変更（中止、廃止）理由書
- 2 事業計画書（変更の場合のみ）
- 3 収支予算書（変更の場合のみ）

注1：変更交付決定を受けている場合、「 年 月 日付け群馬県指令 第 号」を「 年 月 日付け群馬県指令 第 号及び 年 月 日付け群馬県指令 第 号」とし、当初交付決定と変更交付決定の日及び指令番号を記載すること。

注2：添付書類2及び3の様式は、交付申請書に添付したものに準じ、記載に当たっては、変更前を括弧書きで上段に併記し、変更の前後を比較対照できるようにすること。

文 書 番 号  
年 月 日

群馬県知事

あて

申請者 住 所  
団 体 名  
代表者名

### 指 示 申 請 書

年 月 日付け群馬県指令 第 号で補助金の交付決定を受けた事業  
について、別紙理由により、（予定の期間内までに事業が完了しない）  
遂行が困難となりました）ので指示願いたく申請  
します。

#### 添付書類

- 1 予定の期間内に完了しない理由、又は遂行が困難となった理由書
- 2 補助事業の遂行状況を記載した書類

注：変更交付決定を受けている場合、「年 月 日付け群馬県指令 第 号」を「年 月 日付  
け群馬県指令 第 号及び年 月 日付け群馬県指令 第 号」とし、当初交付決定と変更交付  
決定の日及び指令番号を記載すること。

文 書 番 号  
年 月 日

群馬県知事

あて

申請者 住 所  
団 体 名  
代表者名

年度ぐんまブランド推進事業（〇〇事業）遂行状況報告書

年 月 日付け群馬県指令 第 号で補助金の交付決定を受けた事業  
について、 年 月 日現在の遂行状況は次のとおりです。

・補助金交付状況

区 分	交付決定時 の事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		月 日までに 完了したもの		月 日以降に 完了するもの		
		事 業 費	出 来 高	事 業 費	事 業 完 了 予定年月日	
			%			

注：変更交付決定を受けている場合、「 年 月 日付け群馬県指令 第 号」を「 年 月 日付け群馬県指令 第 号及び 年 月 日付け群馬県指令 第 号」とし、当初交付決定と変更交付決定の日及び指令番号を記載するとともに、表の「交付決定時の事業費」を「変更交付決定時の事業費」とすること。

文 書 番 号  
年 月 日

群馬県知事

あて

申請者 住 所  
団 体 名  
代表者名

年度ぐんまブランド推進事業（〇〇事業）補助金実績報告書

年 月 日付け群馬県指令 第 号で交付決定のありました標記事業  
については、群馬県補助金等に関する規則第11条及びぐんまブランド推進事業補助金等交付  
要綱第9に基づき別紙のとおり報告します。

（なお、併せて補助金の未受領額 円の交付を請求します。）

・振込先

金融機関名	
本・支店名	
預金の種別	
口座番号	
口座名義	

注1 概算払を受けている場合、原則として振込先の記載は不要

注2 振込先の金融機関は、銀行、信託銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合等を記載すること。

注3 振込先の記載方法について

- ・ 「預金の種別」は、「普通」「当座」「貯蓄」「その他」のいずれかを記入すること。
- ・ 「口座名義」は、必ず預金通帳の表紙の裏に印字してあるカナ名義を記入すること。

注4 振込先が申請者と異なる場合は、委任状を添付すること。

注5 変更交付決定を受けている場合、収支精算書の「本年度予算額」の記載に当たっては、変更前を括弧書きで  
上段に併記し、変更の前後を比較対照できるようにすること。

収 支 精 算 書

収入の部

単位：円

区 分	本 年 度 精 算 額	本 年 度 予 算 額	比 較		摘 要
			増	減	
県 補 助 金					
何 々					
計					

支出の部

単位：円

区 分	本 年 度 精 算 額	本 年 度 予 算 額	比 較		摘 要
			増	減	
何 々					
計					

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

文 書 番 号  
年 月 日

群馬県知事

あて

住 所  
団 体 名  
代表者名

年 月 日付け群馬県指令 第 号で補助金額が確定されたぐんまブランド推進事業（〇〇事業）補助金について、ぐんまブランド推進事業補助金等交付要綱第10第3号の規定に基づき報告します。

記

1	補助金等に関する規則第7条の補助金の額の確定額 ( 年 月 日付け群馬県指令 第 号による額の確定額)	金	円
2	補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3	消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4	補助金返還相当額（3－2）	金	円

（注）その他参考となる資料を添付すること。

別表（輸出促進係）

補助金等の名称	補助対象事業	補助対象経費	補助率	承認が必要な変更
① 群馬県産農畜産物等輸出スタート支援事業費補助	群馬県内に生産拠点あるいは加工拠点を有する事業者（団体、個人を含む）が、本県産農畜産物等の新規販路拡大を図るための農畜産物等輸出に取り組む事業	<p>本県産農畜産物等の新規販路拡大を図るため、輸出特有の経費、新たに輸出を始める足掛かりとなる経費</p> <p>(1)知的財産権（商標権、意匠権、特許権等）保護に要する経費</p> <p>(2)PR資材作成経費（多言語パンフレット、動画、パッケージデザイン等）</p> <p>(3)食品見本市出展経費</p> <p>(4)国際見本市等参加の渡航費</p> <p>(5)多言語HP作成費</p> <p>(6)輸送資材作成経費（試作、デザイン等）</p> <p>(7)選果機器導入経費（非接触糖度計、蜜入りセンサー等）</p>	<p>1 補助対象経費あたり2分の1以内（上限500千円）</p> <p>ただし、平成30年度以降における、同一事業主体による同一品目（加工食品（酒類を含む）においては同一主原料）に係る事業について、2回目以降のものについては、1補助対象経費当たり3分の1以内（上限200千円）とする（最大3回まで）。</p> <p>なお、一度の申請で複数の補助対象経費に係る事業を実施することも可とするが、1事業主体における年度当たりの補助上限額は500千円とする。</p> <p>そのほか、実施回数の上限等を要領で定める。</p>	<p>1 事業内容の新設又は廃止</p> <p>2 事業費の30%を超える増減</p>

## 事業計画書（事業実績書）

1 事業の目的

2 事業内容及び事業費負担区分

(1) 事業計画（実績）

事業主体 (代表者)	所在地	事業内容 実施時期	利用場所（国）	備考

(2) 経費の配分及び負担区分

事業主体	事業費	左 の 負 担 区 分		備 考		
		県 費 補助金	自己資金 等	課税 区分	除税額	うち 県費
	円	円	円		円	円

3 事業完了予定年月日（完了年月日）

4 収支予算書（精算書）

5 添付書類

(1) 事業費の積算基礎（経費支出明細及び請求書又は領収書等の証憑資料の写し）

(2) 輸出国、品目、目標数量、金額及び輸出相手先に関する資料



6 概算事業費（事業費）

事業内容	内訳	事業費 (税込)	事業費 (税別)	消費税額	県補助金額	補助率
		円	円	円	円	
		円	円	円	円	
合計		円	円	円	円	—

補助率：

※参考となる見積書等を提出すること

7 事業の具体的内容（事業実績）

事業概要	<b>【実施内容】</b>  <b>【期待される効果（成果）】</b>
輸出品目	
輸出ターゲット国	
PRポイント (差別化のポイント等)	
事業スケジュール (事業経過)	

※事業の概要が分かる資料を添付すること

(知的財産権や見本市の概要が分かる資料、製作物の仕様書、渡航行程表 等)

8 本支援事業活用実績（群馬県産農畜産物等輸出促進緊急支援事業含む）

活用時期	内容	事業費	県費補助金額
		円	円
		円	円
		円	円

9 輸出状況

(1) 現在の状況（直近年度）

輸出品目	輸出国・地域	輸出量(kg)	輸出金額(円)	取引相手	備考
		kg	円		
		kg	円		
合計		kg	円		

(2) 今後の輸出計画（本支援事業活用翌年度以降3年間の計画）

1年目

輸出品目	輸出国・地域	輸出量(kg)	輸出金額(円)	取引相手	備考
		kg	円		
		kg	円		
合計		kg	円		

2年目

輸出品目	輸出国・地域	輸出量(kg)	輸出金額(円)	取引相手	備考
		kg	円		
		kg	円		
合計		kg	円		

3年目

輸出品目	輸出国・地域	輸出量(kg)	輸出金額(円)	取引相手	備考
		kg	円		
		kg	円		
合計		kg	円		

注：実績報告の場合には、（ ）内の文字を使用すること。

別表（食品流通係）

補助金等の名称	補助対象事業	補助対象経費	補助率	承認が必要な変更
① 卸売市場連合会活動事業費補助	群馬県卸売市場連合会が活動する事業	群馬県卸売市場連合会が行う市場の近代化並びに機能強化を図るために必要な研修会の開催、調査及び経営診断事業等、その他連合会の運営に要する経費	知事が予算の範囲内で定めた額	1 事業内容の新設又は廃止 2 事業費の30%を超える増減
② 生鮮食料品流通確保対策事業補助	卸売市場に関する基本方針に基づき卸売市場が自ら行う統合・連携に向けた取り組み	卸売市場開設者、卸売業者、卸売業者が組織する団体が卸売市場や卸売業者の統合・連携に向けた調査・検討、研修会等の開催に要する経費	2分の1以内	1 事業内容の新設又は廃止 2 事業費の30%を超える増減
③ 6次産業化チャレンジ支援事業費補助	応募のあった事業計画の中から審査選考を経て認定された計画に基づき実施する事業	補助事業を適切に実施するために必要な経費。ただし、次の各号のいずれかに該当する経費は、補助対象経費から除く。 （1）補助事業者の経常的な管理運営費 （2）不動産の購入に要する経費及び補償費 （3）他の目的に転用できる備品の購入費 （4）補助事業者自らの飲食に係る経費 （5）宗教性を有する又は信仰の対象となる物又は行為に係る経費 （6）その他、6次産業化の推進に適さないと認められる経費	2分の1以内 （1位は700千円、2位は500千円、3位は300千円を上限とする。）	1 事業内容の新設又は廃止 2 事業費の30%を超える増減

## 事業計画書（事業実績書）

1 事業の目的

2 事業内容及び事業費負担区分

(1) 市場近代化推進計画(実績)

会議等開催期日	場 所	会議等・内容、参集者及び人員	摘 要

(2) 市場機能強化活動計画(実績)

研修会等の名称	期 日	場 所	内 容	対象者及び人員	摘 要

(3) 事業費及び負担区分

区 分	事 業 費	同 左 の 負 担 区 分			摘 要
		県補助金	自己資金	そ の 他	
	円	円	円	円	
計					

3 事業完了予定年月日(完了年月日)

4 収支予算書(精算書)別紙

5 添付書類

【事業計画時】

- (1) 組織の運営に関する規約、役員名簿及び会員名簿
- (2) 組織全体の収支予算書
- (3) 県が必要と認める書類

【実績報告時】

- (1) 交付決定後変更があった場合は、組織の運営に関する規約、役員名簿及び会員名簿
- (2) 組織全体の収支決算書及び収支明細書
- (3) 県が必要と認める書類

注：実績報告の場合には、（ ）内の文字を使用すること。

## 事業計画書（事業実績書）

1 事業の目的

2 事業内容及び事業費負担区分

(1) 事業計画（実績）

区 分	事 業 の 内 容	摘 要

注 区分欄は、「取引実態調査」「経営分析」「物流調査」「研修会等開催」に区分すること。

(2) 事業費及び負担区分

区 分	事 業 費	同 左 の 負 担 区 分			摘 要
		県補助金	自己資金	その他	
	円	円	円	円	
計					

3 事業完了予定年月日（完了年月日）

4 収支予算書（精算書）別紙様式

5 添付資料

【事業計画時】

- (1) 組織の運営に関する規約、役員名簿及び会員名簿
- (2) 組織全体の収支予算書
- (3) 県が必要と認める書類

【実績報告時】

- (1) 交付決定後変更があった場合は、組織の運営に関する規約、役員名簿及び会員名簿
- (2) 組織全体の収支決算書及び収支明細書
- (3) 県が必要と認める書類

注：実績報告の場合には、（ ）内の文字を使用すること。

③6次産業化チャレンジ支援事業費補助

## 事業計画書（事業実績書）

1 事業の目的

2 事業の内容

(1) ソフト事業関係

事業区分（実績）	事業内容・事業量 （実績）	実施期間 （実績）	経 費 の 配 分					備 考
			総事業費 （実績） A+B+C	補助事業に 要する （した）経費 A+B	負 担 区 分			
					県補助金 A	自己資金 B	その他 C	
			円	円	円	円	円	円
計								

(注1) 「事業区分」欄には、事業の内容（「試作品の製造」「成分分析」「試食」「パンフレット作成」等）を記入すること。

(注2) 事業内容・事業量は、具体的かつ内容に応じた記入をすること。

(注3) 計画変更時及び実績報告時において、変更のある場合には変更箇所を（ ）対比すること。

(注4) 備考欄には事業区分ごとに、仕入に係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当無し」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入する。

(2) ハード事業関係

機械等名称	用途	処理能力	事業内容・事業量 (実績)	施行箇所 又は 設置場所 (実績)	工期		経費の配分					備考
					着工 年月日 (実績)	竣工 年月日 (実績)	総事業費 (実績) A+B+C	補助事業に 要する (した)経費 A+B	負担区分			
									県 補助金 A	自己 資金 B	その他 C	
							円	円	円	円	円	円
計												

(注1) 機械を購入する場合には「機械等名称」欄にメーカー名・型式を記入すること。

(注2) 事業内容・事業量は、具体的かつ内容に応じた記入をすること。

(注3) 計画変更時及び実績報告時において、変更のある場合には変更箇所を（ ）対比すること。

(注4) 備考欄には設備ごとに、仕入に係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち県費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当無し」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入する。

3 事業完了予定年月日

4 添付書類

- (1) 事業実施時は実施設計書、計画変更の場合は変更実施設計書、実績報告時は出来高設計書又はそれに類するものにそれぞれ設計図を添付すること。
- (2) 機械施設等の管理運営に関する規定又は要領等を添付すること。
- (3) 実績報告時には、実施前後の写真等及び実績を示すに適切なものを添付すること。
- (4) 機械・施設の導入を伴う場合は、実績報告時に財産管理台帳を添付すること。
- (5) 交付申請時に、消費税等仕入控除税額についての届出書を添付すること。
- (6) 交付申請時に、県税に滞納がないことを証明する書類を添付すること。
- (7) その他県が必要と認める書類

注：実績報告の場合には、（ ）内の文字を使用すること。